

株式分割のための基準日設定公告

平成 26 年 5 月 16 日

徳島県吉野川市川島町三ツ島字新田 179 番地の1

日本フネン株式会社

代表取締役社長 久米 徳男

当社は、平成 26 年 5 月 31 日(土曜日)を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載された株主をもって、その所有する普通株式1株を 2.5 株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主とし、株式分割が効力を生ずる日を平成 26 年 6 月 1 日(日曜日)と定めましたので公告いたします。

以上